

研究の窓

社会福祉事業法と改正について

三 浦 文 夫

1951年に社会福祉事業法が制定されてから、今年でちょうど30年になる。この間10数回にわたって法律の一部改正は行われてきたものの、この法律の基本は、ほとんど手が触れられずに今日に至っている。ところがこの30年を振り返ってみると、わが国の内外情勢の変化や国民生活と意識の変貌は目をみはるほどであり、このなかで社会福祉の変容もとくに著しいものがあるように思われる。そしてその変化は、社会福祉の組織法とも称すべき社会福祉事業法の一部改正の繰返しでは追いつかないほどのもののものである。

このために今日、あらためて社会福祉事業法をみると、最近の社会福祉の動きにそぐわない面がみられたり、ある場合には、この社会福祉の新しい展開を阻害するような面もないわけではない。このことはつきつめていうと、法と現実あるいは規範と行動との関係についての古くして新しい命題に帰着する問題かも知れないが、それと同時に、社会福祉事業法の抜本的見直しが、ようやく現実的課題となってきたことを意味するものでもある。その故もあって最近になって、各方面から、社会福祉事業法の全面改定の必要を主張する声が聞かれはじめている。

しかし事柄はそれほど簡単ではない。その理由の1つは、社会福祉事業法的前提ともなるべき福祉諸法、例えばいわゆる福祉六法といわれる生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子福祉法等の、いわば対象別・分野別の社会福祉の動向と、社会福祉事業法が密接に絡み合っているからである。このために社会福祉事業法改正を云々する前に、各対象・分野ごとの社会福祉法の検討と改正が必要となるのである。しかしこれらの対象・分

野をひとつひとつ取上げてみても、その改正点の指摘はもちろん、改正の必要性についてすら合意が形成されていないことも少なくないのである。

また理由の2つは、わが国の社会福祉の将来の展望をどのように捉えるかという厄介な問題がある。いま望まれている法改正の必要性は、たんに法と現状との乖離を埋めるという、いわば状況対応的な処理の仕方では済まされないところにあるということは前述したところであるが、そうであるとする、どうしてもそこには社会福祉の将来展望についての見通しが望まれるところであろう。もちろんこの見通しを正確に得ることは不可能なことであり、精々のところ将来の方向についての方の意見が収斂するほどでよいと思われるが、それにしても容易に解決できることではない。

このように思いつく2～3の理由を挙げただけでも、社会福祉事業法の「抜本改正」問題は言うは易く、行い難いものといわなければならない。しかし行い難いとしても、手を拱いて事態を静観するわけにはいかないことであり、だれかが、なんらかの形でこの問題に手をつけなければならないのである。その意味で厚生省等においても、ようやくこの問題の研究に着手するやに聞いている。また全国社会福祉協議会においても、民間の立場からこの問題の検討を始めるとも聞いている。この問題の大きさと難しさを思うとき、社会保障研究所などにおいても、この課題の学問的な追求に手をつけてもよいのではなかろうか。一考を煩わしたい。

(みうら ふみお・日本社会事業大学教授)